

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談
2. 日時: 令和5年2月9日(木)13時30分～14時50分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
本多主任安全審査官、水野係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
燃料材料開発部 次長 他3名
環境保全部 環境技術課 マネージャー 他1名
高速実験炉部 高速炉照射課 課長 他2名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	それでは令和4年11月18日付で申請いただいた、日本原子力研究開発機構大洗研究所南地区の核燃料物質紙を、
0:00:15	許可変更許可申請について面談を開始したいと思いますよろしくお願ひします。
0:00:21	それでは最初に資料に基づいて、
0:00:25	機構の方からご説明お願いいたします。
0:00:31	はい。原子力機構企画本部だった村です。
0:00:35	本日ですねご準備いたしました資料ですけども、大南地区の仕様変更許可申請についてということで、幾つかの事実確認の点、こちらでは資料準備いたしましたので資料に基づいてですねご説明しようかと。
0:00:55	思います。では終わりの方から説明をお願いいたします。
0:01:00	原子力機構大洗アクツ理事よろしくお願ひします。それから資料について説明させていただきます。
0:01:07	ページ2ページ目ですね、最初にまず一定保全に関する年間予定使用についてということで、以前法定数につきましては、有料の核燃料物質Ⅱは含まれていません。ずっと核燃料物を減らされたものになります。
0:01:26	そのため、核燃料物質の使用には該当せず、年間使用予定上には含まれないということになります。なお1F汚染水を、FMFもしくはHFにて受け入れた後の分析の結果、
0:01:41	保障措置手続きの仮に対象となった場合には、年間予定使用量の範囲内で取り扱う予定としております。一番については以上になります。
0:01:55	続きまして、2番1Fホテルの所蔵についてということで、1月補正については貯蔵は行わない予定です。
0:02:04	局面、受け入れた資料、生鮮水を分析に移る。使用中の扱いとして、意見補正という扱う場合については、
0:02:14	金属製容器に収納して制度またはグローブボックスにて保管をいたします。
0:02:20	その上でこの部分的にキョウシタイ税法体制につきましては、今の既許可の使用の方法1の①に記載を、廃棄しようとするものの取り扱いという部分に従いまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	継続性容器に収納して、セルまたはグローブボックスにて保管をした後に、蒸発乾固を行って、放射性固体廃棄物として藩主算出いたします。
0:02:43	当分セキオ供試なかった西野、汚染水が残ってしまった場合につきましては金属製容器に収納して、比留間多賀土木にて保管をした後に、最終的に市の方へ契約いたします。
0:03:00	続きまして、東端ポツですね、一方向用水の使用の方法についてということで、こちらちょっと先ほどのちょっと少し、重複する部分ありますが、以前法定杭の打ち分析が終了したものについては、
0:03:15	許可の使用の方法 1-01 における、こちらの下に示したですね F M F A T F 許可の記載に従って、廃棄しようとする方の取り扱いということで、金属製容器に収納して保管をいたします。
0:03:31	障防法 1 の①の中で、汚染水の保管というのが、現状、記載がありませんので、城野小、藤向後補正の中で、使用方法 1 の①の中に記載を追記したいと考えております。
0:03:46	それとですね税法で水を F M F もしくは A G S に受け入れた後の分析の結果、補償の対策になった場合には、所定の手続きを行っていきたいと思います。
0:04:00	続きまして、業務交通ですね、一応潜水の制度もその属性取り扱いについてということで、こちら重複する部分ありますが、分析前のてるまたはグループ、
0:04:13	資料中の資料の保管につきましては、金属製容器に入れて保管する形になります。
0:04:19	連携方策について受入れる法律、1 年を目安に分析を実施して、実施したのものについては、許可して廃棄いたします。
0:04:30	また、契約補正後につきましては輸送された全量を分析に使用するため、小西様の以前補正とが残る可能性はもう非常に低いと考えております。
0:04:40	こちらについては全部核サ研、原科研の実績を踏まえまして、残る可能性はほぼないと考えております。
0:04:50	万一、J ポートが残った場合にはですね、一時的にセルまたはグローブボックスで保管をした後に、次回を、違法装置の輸送等のタイミングに合わせて返却すると。
0:05:03	いうことを考えております。間に 1 便程度を掲示予定にしておりますので約 1 年程度心配する形になるかと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:14	続いて、5番ですね、新居金桐生核燃料物質等へと泊でおぶって補填されたもの等に関する、保管貯蔵等の資料5との使い分けについてということで、
0:05:27	当間。
0:05:29	将来研究所では国民医療物質については、一応必要な教育の間は貯蔵しております。
0:05:36	国大協物質で評価されたものにつきましては、以下の通り保管または廃棄を行います。こちらのページはまずFMFと、GFですね41条該当してちょっとかかるためちゃいしましたが、こちらの鳥値になります。
0:05:51	徳田大串柘植大原土門の取り扱いは、テレ東を行いまして、最後の図では、小栗田口の用部材を取り扱っております。
0:06:01	またENDFでは商業用の一定コーティング数も取り扱っております。
0:06:08	グラフをちょっと示しておりますが、一つ原子炉用部材の例ということで高坂物としてキャプセルを示しておりますがこういったものは、FMF IIの企業提供用に解体を行いまして、
0:06:23	解体後の存在を世古さん廃棄物として所定の容器に収納して、各容器が満杯になり次第、所定の容器で報告をする、所定の形で交付をすると。
0:06:34	最終的に大洗研の仲野関口管理施設へ運搬するという形になります。
0:06:41	また、そのNf数のように、資料を解体した代表側につきましては、下の矢印になりますが、MMF、FMF IIの方へ、試料の運搬、
0:06:53	いう形になります。
0:06:55	あともう一つ下の一律合計ですねケースの建設につきましては現状審議資料等がありますが、都市施設全体の中としては極めても少ない量でございます現状金属製容器に収納しております。
0:07:10	こちらについては分析資料として使用した後、使用後のものについては、佐瀬固体廃棄物として、同じく所定の容器に収納して、容器が満杯なり次第、
0:07:22	所定の形に貢献して、大洗研内の廃棄物管理施設に搬出いたします。
0:07:28	土肥CIOの資料につきましてはほぼない見込みですが井関に返却するという形になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:39	続きまして、津別になりますがこのMF N通の取り扱いになります。当然特任教授室で小原加茂の取り扱いはテレ東で行いまして、農業を除去した調査済みの被覆管材料等を取り扱います。
0:07:58	国内動物の取り扱いにつきましては終了いたしますので、核燃料物質の使用等に関する規則に基づく貯蔵行為というのは行わず、貯蔵ピットの名称を保管ピットという名前に変更いたします。
0:08:14	核燃料物汚染されたものは取り扱い量が多く、照射により口銭増加しているため、資料の不適切なポイントにならないよう貯蔵ピットの名称を保管ピットという形に変更した上で、このピットに収納して保管をする
0:08:30	と。
0:08:30	という予定であります。
0:08:32	下にフローを示してありますが放射化物ですね照射済みの被覆管材料上のものが試験をした後に、最終的に保管ピットで保管をして、
0:08:43	分析後、資料をレポーター廃棄物として、所定の要件収納し、最終的には所定の形に交付をして、同じく大洗研の中の廃棄物管理施設に運搬すると。
0:08:56	本当流れになります。
0:08:59	続いて、6番目には、1F 制定の分担についてということで、1F サイトから大洗研究所の武藤につきましては、地方先生が就任された資料用規模、
0:09:12	継続性の積み木要件を入れた上で、輸送容器、PM社製のDNP 一度旧型に入れて、減配いたします。
0:09:21	フラグで受け入れた後FO - A 技術課の輸送につきましては所内規則にも従って、同様の形で運搬を行います。
0:09:33	続いて、7番、法定スーパーの水素発生についてということで、フィードの発生量につきましては、ご指摘に評価した場合においても、1相ピタピタ通りでリズムは爆発パネルの部門、
0:09:48	という形になります。FFの結果で記載されている、こちらを示した形であとGFにも同様に中間のページですねその中で、4.3 容器回復の水素爆発に関わる安全対策というものがありますがこちらに記載の許可の事項の中で取り扱いを行います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:09	僥曲の1F燃料デブリの取り扱いにおきましては、1F燃料デブリ等は同量の同様の水が含まれているものとして、都築の水がホスティングかによって推測アップになった場合を想定しても、
0:10:22	下限濃度を下回るということにしております。
0:10:26	今回の警報提出の取り扱いにおきましては、おそらくの取扱量が、当間約9で、FMFで50ミリ程度、Hfに至っては5mm程度ということで、雑貨伸び量になります。
0:10:39	これ上記の評価で用いたミズノ業務を下回るため、追加の記載は不要と考えております。
0:10:47	続きまして、Aと8番ですね、引張試験の解体についてということで、MMF、FMF数件に今、
0:10:55	聞き取り力につきましては、核燃料物質を生成されたものの使用実績があるということで低レベルの汚染が現状ございます。
0:11:04	これまで解体した引っ張り試験機をセルから搬出するための、汚染拡大防止策としてはこちらの箇条書きで示した通りとなっております。
0:11:13	まず一つは、セル背面の遮へい扉全体を追うように、開放すのグリーンハウスを設置しまして、解体物や手の辺が他のエリアに拡大することを防止いたします。
0:11:26	一旦ペルー方面に徹底した対応するというので写真をつけさせていただきましたが、このようなイメージで、セルの背面にこの開発を設置いたします。
0:11:38	L1から、解体物を搬出する際には、遮へい扉の境界におきましてビニール袋等で養生をいたします。
0:11:47	ハウス内で、ビニール袋にその表面を汚染あることを確認されてい開発外へ搬出いたします。
0:11:55	パンフガイド解体物をPVCバックに収納し、溶着により密封いたします。そちらが右側の下の写真になりますがPVCバックに収納した解体部って形でこういうイメージになります。
0:12:09	開封作業性につきましては、減るから脱出排出するためにタイベックスーツ等の本体防護学校を行うとともに、作業員相互で点検を行います。
0:12:21	その後、アイフルから作業者が退出する際に、誤開による5. 検査により、身体汚染がないことを確認いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:35	続きまして、9番、窒素ガス供給設備の取り組みについてということで、地質学的設備の撤去におきましては事前に表面の汚染検査を行います。
0:12:46	方法がないことを確認した場合は下、先ほどの聞き取り知見聞いたことによりまして、開発は徹底いたしません。作業者につきましては、交差点作業用のつなぎの作業服のカバーオールと言われてるものを着用して作業を行います。
0:13:03	作業保安後総括供給設備に直接接触している気づく炉の表面を対象に保険検査を行って、信頼性がないことを確認いたします。
0:13:14	続きまして、10番、サポートフィルタ及び厚生連精査の結果についてというところで、チャコールフィルタにつきましてはブドウのドクターSERPの上昇等が進行した時点で、撤去をする予定としております。
0:13:29	撤去した佐藤リーダーにフィルタにつきましては、Y研究所等の固体廃棄物減容処理施設の操業開始まで、温泉廃棄物として所定の容器に収納し、
0:13:41	もうさせた廃棄物として、固化廃棄施設に保管をする予定です。
0:13:47	工程をエアフィルタにつきましては、施設の配置訓練に合わせて撤去を行う予定となっております。
0:13:56	続いて、11番池側ミズノ開会についてということで、雑ミート掃除メディアカル事業部圧入装置については、核燃料物質の使用実績があることから、そのある反響が現状ございます。
0:14:11	タイベックの方法については以下の通りとなっております。
0:14:15	まず一つ目、各葬祭でマニピュレータートーターにより、ナンバー1てるので、一般公募を用いて維持管理設備を分解いたします。この場合鉄材用の電動工具等は使用いたしません。
0:14:29	その後機密グローブボックス、トラックとかで取得しているものになりますが、そちらをこのナンバーイッセル天井ポートに接続し、維持管理設備の解体物をこの当該グローボックスの方に移動させます。
0:14:43	このグローボックスにて、作業員一般工具を用いて、さらなる分解対応を行います。
0:14:50	この後、解体物を当該グローボックスからバックアウトし、学会映した解体物はPVCフィルムに汚点がないことを確認した後に、引っ張り

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	試験機同様に、サポーター廃棄物として、所定の容器に収納して、説明に伺いたします。
0:15:09	続いて 12 番、維持管理設備の解体撤去作業時の係対策についてということで、解体撤去作業におきましては、木原等の発生がないものの、火災対策として、作業エリアですね、元に以下の対策を行いたいと思っております。
0:15:26	このグループの火災対策として、まず金属製容器の承認を行うほか消火剤についてはですね以下に示したように、ナンバー1 てるについては、セキオパの
0:15:39	自動溶接道場及び許可の添付 1 の 3 項に記載されております、この県貨物消火血日、粉末消火剤を用いて消火を行います。
0:15:49	気密型グローブボックスにつきましては同じく許可の検討 1-3 項に記載されている通り、紹介表へ粉末消火剤を用いて消火剤を行う予定です。
0:16:04	続いて、13 番、管理区域外の都築の廃棄についてということで、0 及び 31 の空気につきましては、許可の廃棄施設を介してオフィスされます。
0:16:18	この経路の特段変更はございません。
0:16:21	ペーパーになります。14 番放射性固体廃棄物の保管廃棄についてということで、こちらについても引っぱり試験機と同様、放射性固体廃棄物は、コンテナの方に収納し、
0:16:34	さっき許可で記載された答えは廃棄体廃棄施設の方に誤解いたします。
0:16:40	その後 Y K の中の廃棄物管理施設へ搬出する予定となっております。以上になります。
0:16:49	ありがとうございます。
0:17:02	店長の水野です。こちらから何点か質問させていただきます。よろしくお願ひします。まず最初なんですけれども、2 ページ目の一つ目の質問
0:17:13	対応において、訴訟措置手続きの対象となった場合はってということで記載いただいているんですけれども、すいません補償措置手続き自体は同意という、の対象となる場合ってというのはどういつかというのと対象となった。
0:17:28	澤井は

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:31	その日付等されるということだったんですけど、どういうことをされる予定でしょうか。お願いします。また、すいません、追加なんですけど。
0:17:40	保障措置手続きの対象となることが想定される。
0:17:46	菅可能性的にはどれぐらいあるかなど、何かあれば教えていただけますと幸いですよろしくお願いします。
0:17:58	はい。水木荒井の阿久津です。まず保証と手続きツア一何かというところなんですけど、当間分析をした結果で言う医療の核燃料物質が含まれる場合には、
0:18:12	現状汚染汚染物として扱っておりますが、これ核燃料物質という形に切り換えて、扱うことになります。
0:18:20	そのための手続きとしてはフゾク地上の決められた書類等を核燃料物質の吐き出しがあったという形で、引き続き行いまして、核燃料物質の管理に切り換えていくという形になります。
0:18:37	またですね今回の我々の分析の中で、そういうことが起こるかどうかってことなんですけど基本的にF M Fについてはまずありません。
0:18:47	技術については本籍が五つありますが現在想定している分析装置の中で、こういったことが発生するという可能性は現状ないと、構成になって、
0:19:00	よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。であります。
0:19:08	ましたら、次に、また、規制庁のミズノ列島、2番目の、
0:19:14	3ページ目のところなんですけれども、金属製の容器に入れ、入れる前っていうか、その実際の保管の補他の状態とあと取り出してから、再度
0:19:36	を、
0:19:37	金属用地に見える、金属容器の内側ではどういう感じのほか方法をされてますでしょうか。
0:19:51	機構Iーアクツです。金属容器、金属製容器の中につきましては基本的に109、もしくはA T Mの場合の平面図になりますがから受け入れた資料の状態のものが入っていると。
0:20:05	いう形になりますので、資料容器ですねポリビン等の資料容器がビニール袋に入ったような状態で、最終的に専属性要件を保管されると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:16	いう形になります。
0:20:18	はい、ありがとうございます。それですね
0:20:23	一応、汚染水は規制庁のミズノです。一応 1F 汚染水は貯蔵は行いませんということでおっしゃってるんですけども、
0:20:32	実際これまでも潜水とかその処理水滞留水も含めてなんですけれども、その貯蔵施設で貯蔵するというような扱いで
0:20:44	審査もさせていただいてる意見が何件かと言いますって直近でもその播磨の
0:20:53	ものでは 1F
0:20:57	での放射性物質で汚染された資料の中にその汚染水というものでは滞留水処理水等含まれて、積まれた形でチーフ燃料デブリ等というような書き方をされて、
0:21:11	貯蔵施設で貯蔵するというようなお話をさせていただいておりますので、今回もその汚染水で汚染されたものとして扱う部分ではある。
0:21:23	いろんなことになっってはいるんですけども、同様の扱いとして、貯蔵施設で貯蔵するという、
0:21:34	ふうにしていただきたいんですけどもいかがでしょうか。
0:21:42	パ減少機構三角本部ナカムラ裂創を、今あの件を例示させたされてたんですけども、播磨と今回の申請明確に違う点がございまして、
0:21:57	要は針があれば燃料デブリ、
0:22:01	を対象にしているので要は燃料デブリは昨年は物として取り扱いますという整理になっているかと思えます。思えます。南 F M F でも同じような扱いになっているので、
0:22:13	そういったものについては貯蔵施設でっていう話にはしてたと思うんですけども、今回は汚染物汚染されたものなので、これについては、ちょうど施設で、
0:22:25	ていうかそもそも貯蔵貯蔵っていうワード自体がですね確認の物質に対して使われるワードだというふうに私どもは理解しておりますんで、
0:22:36	そういった意味で今回その汚染水の確率等というものについて、貯蔵して貯蔵するといったところについては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:47	ちょっといわゆるその法律、規則の要求にはないことなのかなというふうに思っているんですけど、ピックアップご意見をちょっと今の私の説明、何か聞き間違えとか、
0:23:02	いいか悪いかみたいなの、ご意見あればちょっと補足いただきたいんですけど。
0:23:26	原子力機構大洗研の阿久津です。あと我々の取り扱い方としてですね、もともと除ける場合ますので、変動が多少あっても出てくる前に取り扱う形になりますので、金属製容器の保管で十分かと考えております。
0:23:56	規制庁の恩田ですけども、
0:23:59	今日、
0:24:02	物質がないので、ちょっと貯蔵っていうワードはその物質を
0:24:07	あるところに置いとく時に貯蔵するんですけどっていうふうに、
0:24:12	定義的にそうだっていうご理解をしてるっていうことで、
0:24:17	今回の汚染水は、物核物質ではなくて汚染されたものと、いうことなので定義的には貯蔵っていうことは使いませんという
0:24:28	こと。
0:24:30	かなと思うことでもあるというふうに思います。
0:24:34	それで一方で、じゃ、それってどこに置くのか、どこで、
0:24:40	一定期間置いとくんですかって話しした。
0:24:44	時にはその容器に入れて、
0:24:46	セルまたはグローボックスで、置いときますということの詰まりを募り、というふうに思ってますけれども、
0:24:56	このセルグローボックスというのはあくまでも使用の場所でしかなくて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:03	一方、
0:25:04	何て言うんすかねその金属要求行為って置いとくということに対しては、
0:25:13	その数量っていうかその量はすごく少ないしあと制度の中に置いとくっていう、
0:25:20	ことでその安全性のところは私たちは当然と取るというか、心配はしないんだけど
0:25:28	上条は、どのような整理になるのでしょうか。
0:25:46	ページ以降はダイケンの阿久津衛藤、管理の方法としましては、燃料物質同様にですね我々治療管理というシステムがあるんですが、こちらの方に登録をしまして、
0:25:59	システム管理をしていく形になります。どこの場所にどれぐらいの在庫があるっていうのはそちらでわかるような形でですね会議をする形になります。
0:26:09	うん。
0:26:10	ホンダですねと。
0:26:12	じゃあ、そのシステムによって、例えば、いつの時点でこれはここにあって、これだけの量がここであって、
0:26:21	いやだからシステム上もうそまあわかるようになっていますからっていうことですかね。
0:26:27	ええ。
0:26:28	うん。
0:26:30	そういうことでいいですか。
0:26:34	水垣小塚さん、今回の通りで結構です。はい。
0:26:50	津野ホンダで瀬戸層、ちょっと引き続きなんだけどももともと C F F ではその汚染物、汚染コンクリートガラとか金属とか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:01	そういうのはもう既許可での目的においてその分析とか試験に供することできますっていうふうになっていると思うんだけど、それがもうやっぱりあれですかその汚染されたものっていう整理の上で、
0:27:18	ここで今日の資料のところちょっと町道は行われてないっていうふうな整理になってるわけですから、
0:27:25	水道機工荒木アクトですその整理となっております調査はせず、資料のシステムの中で管理しているという形になっております。
0:27:37	規制庁のHondaはわかりました。そうすると、
0:27:40	ちょっと細かいけどその例えばガラとかコンクリートペンとか金属っていうのはどこで保管してるわけですか。
0:27:51	を
0:27:57	我々の、
0:28:16	学校等で結構、大洗研の阿久津です。藤井につきましては現状試験整備の中で、当監視しております。提携につきましては既存へのグローブボックスで使用した後、MFの方に返却する形をとっております。
0:28:36	清町の本田さんありがとうございます。ちょっとね
0:28:39	話がすごくあっちこっち飛んで恐縮なんだけども、
0:28:43	もう
0:28:45	五、六年ぐらい前に、保安検査で、
0:28:50	ちょっと指摘したかっていうことが、
0:28:52	あるんだけど、多分ここにいらっしゃる方皆さんご存知だと思うんだけど、そこん時はちょっとこの走るけれどもその置く場所って適切じゃないよねって指摘をして、
0:29:06	いろいろ変更許可したり、
0:29:09	場所を作ったり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:12	調査の場所を作ったりしたっていう経緯があるん。
0:29:15	私もちょっと対策が動いてるんですけど、その他の関係で今回のこの汚染水とか、
0:29:22	コンクリート変とか金属を、
0:29:25	セルとかグローブボックス保育っていうのかちょっと別っていう話になるわけです。
0:29:33	減少期間の間ですけども、2016年ぐらいの、第三者へのアンケートの件かなと思うんですけども、
0:29:44	その際に一応食うのサンプルについての保安検査でちょっと細かいご確認いただいた記憶がございまして、その際に計画ですとか手続きとか、最終的には
0:29:59	許認可で、変更申請で汚染物とかというふうに至ったんですけどその際の資料の管理状態等は現在につきましてはセルで保管していますという説明をしていて、はい。
0:30:13	いや、ちょうどセル、あ、すみません、貯蔵ピットに入れてるという説明はその時はしてなかった。
0:30:20	です。
0:30:22	ここ、
0:30:23	どうぞ。
0:30:27	はい。赤井本部ナカムラです。そうですね
0:30:31	当時、もうまさに対象となる、その下香山物質はについて整理をさせていただいて、その時にいわゆるその汚染されたものについては当時の整理の対象とはしないということで、
0:30:51	適切に貯蔵施設、要は使用中と称してAとしようと言っている核燃料物質に対して、貯蔵設備に適切に保管するようにと。
0:31:02	ということで対応させていただいたものでございます。
0:31:09	はい。規制庁の本田ですありがとうございます当時はだから物質が、このまさに使用中として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:17	長期間そこに置かれているのではないかっていう指摘だと。だから、
0:31:21	当時はそのまま汚染されたものについては特に何の指摘のなく、
0:31:27	なかったってということで、書記わかりましたありがとうございます。
0:31:32	営業機構、仲間です。ちょっと古藤ついたらあれなんですけど、おっしゃる通り、対象としてはそうなんですけども、いろいろその汚染されたものについて適切な管理ができてないかと言った点はちょっと違ってましてよう
0:31:51	町として、保安規定の方でちゃんとその使ったものはどうしようっていうのを計画を立ててその結果に沿ってやりましょうっていうのはもう全社的な展開をさせていただいてるんですよね。そんな時にこれ、それはそうかける物だけじゃなくて試検討で使うその瓦れきだったりとか、もう全部踏まえた中で使用計画立てる。
0:32:11	答えになってるのでそういった意味で川下参与保管はしないものの、適切な状態をちゃんとしましょうということで対応させていただいてるんです。
0:32:22	わかりました。
0:41:02	規制庁のミズノですちょっとまたすみません、確認、
0:41:07	ということで今先ほど
0:41:10	お話いただいたところではあるんですけども東北燃料物質と核燃料物質で汚染された物の取り扱いについて一応核燃料物質は、彫像で、
0:41:22	燃料物質で汚染されたものは、保管とか保管廃棄とかいろいろ、もしかしたらあるかもしれないんですけどもそれもちょっとお伺いしたいんですが、そういう使い分けというか
0:41:33	区分けみたいのをされていて、今回その1F O S 塩水は、核燃料物質で汚染されたものと同様の扱いをされていて、江藤二郎でベリーとか1Fのデブリ自体は、
0:41:47	核燃料物質で汚染されたものとして取り扱うように、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:54	機構の中では整理されているということによろしいですか。
0:42:02	思考笑いの奥津江藤で、信用デブリに移動しては、汚染されたものではなく、核燃料物質として取り扱う形となっております。これ貯蔵して扱うと。
0:42:16	いう形となっております。Aと受けされたものにつきましては江藤先ほどは説明した通り見物としての管理として、
0:42:28	継続性を基に、照岸して保管をして最終的には廃棄物としてはするという形になります。
0:42:37	ありがとうございます。あと、
0:42:40	そのため、市長の水間ですねのためなんですけれども、その学年ループ数で汚染されたものとしては衛藤先生の1台のものと、
0:42:49	阿藤。
0:42:50	他の県でもあるような被覆管のような子答えというか物質的なもの、物自体もあると思うんですけれども、取り扱いとしては
0:43:00	同じでしょうかその容器に入れて容器に入れないかもしれないんです。汚染水だけは容器入れるとかあるかもしれないんですけれども同様の扱いとされるということによろしいでしょうか。
0:43:15	機構荒井アクツです。答えであっても一体であってもですね、先ほどの被覆管であっても挙手であっても資料については、容器に収納して保管すると。
0:43:27	いう形になります。はい、どうもありがとうございます。
0:43:43	過去、先ほどちょっと播磨の件を3、例示させていただいたんですけれども、他の施設でも、
0:43:54	同様に、潜水今回その核燃料物質汚染されたものとして汚染水を挙げられていたりするんですけれども貯蔵されている例があったと思うんですが
0:44:06	なかったでしたでしょうか。
0:44:13	減少機構、仲村です。今水野さんがおっしゃってるのはその各炎上物質で汚染されたものについて、貯蔵施設で貯蔵してるものがあるか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:26	ということで、もしあればそれなんで、それもそうなんですけれども先ほどちょっと播磨のものでデブリ等先生とか滞留水処理水とかも含めて、
0:44:39	一つとして貯蔵施設としてちょうどするみたいな扱いをしている場合があったんですけれどもその他の施設でも、貯蔵施設、
0:44:49	同様に貯蔵するっていうような扱いをされてるものがあるところちょっとお伺いしてしまっていた部分があって、そういったところってなかったのでしょうか。
0:45:04	播磨と同様のdでいくと要は燃料デブリ自体はすべてと拠点間今回受入れられるすべてのその拠点原科研、大洗、核サ研の高播磨ですね。
0:45:18	すべて核燃料物質としてエントリーはしているのでそれはすべてちょうど施設、既存の町施設であったりとかも新たに許可を入れたとしてですね貯蔵しますと、
0:45:31	いうとかにはなっております。
0:45:34	いえ、それ以外で、例えば施設の中で、原科研のそのままは石井をしようとしている施設なんかでは、
0:45:46	例えば筧の物質はありませんけども貯蔵施設として設備は残してますみたいなところは、実はそうですねただその場合のその設備として残するというよりかは要は特に核燃料物質を他ね貯蔵してた履歴が
0:46:05	その貯蔵施設、貯蔵の設備自体が汚染されている可能性があるもので、そういった意味で貯蔵はしないけども設備としては維持管理設備として残してますみたいな許可の状態になっての原科研で幾つか施設であったりはしてるんですちょっと今のお話がちょっと、
0:46:25	水野さんのおっしゃってるDに該当するかはちょっと定かではありません。うちの状況としては、以上ですね
0:46:34	瓦れきみたいなやつを家汚染物しか取り扱いませんみたいなところは、今のところないので、今回そのMFがある意味ちょっと初めてかもしれないんですけども、
0:46:47	なのでそういったところでそういったものに対してどう保管するか場等、ちょうど貯蔵という言い方はあれなんですけど、板東赤田みたいなところについては、既応では、
0:47:01	ボッカーンのではないですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:05	わかりました。ありがとうございます。
0:48:42	岡野ミズノです。
0:48:44	はい。
0:48:46	核燃料物質で汚染されたものの放射能レベルって、もう大体どれくらいだったりしますかねものにかかわらずなんですけれども、
0:48:58	はい。
0:49:15	はい、衛藤原子力機構の大洗研セキオでございます。陸れる放射エネルギーのレベルということで、法律的に1F汚染3%ずつ、その中で汚染水につきましては、
0:49:29	まずバーンMBqとかキロベクレルのオーダーが主にやってくるかというふうに考えております。
0:49:41	ありがとうございます。大きくないということでございます。はい、清町の梅田です。ありがとうございます。
0:50:03	規制庁の水野です。それでは核燃料物質で汚染されたものとして取り扱うもの今1F汚染水より例に挙げていただいたんですけれども、それらはそれほど放射能
0:50:17	レベル大きくなく、
0:50:20	ちょうどというような形で取り扱う必要がないほどの、
0:50:25	ものであるというふうに
0:50:28	認識された上で取り扱っているということによろしいでしょうか。
0:50:34	電力機構Yアクセスはこの認識で間違いありません。
0:50:40	衛藤野見山です。ありがとうございます。
0:51:25	それを中、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:21	はい、それでは次、維持管理設備に関するところで13ページ以降のところ、お伺いしたいんですけども、
0:52:30	規制庁の水野です。
0:52:33	維持管理設備の解体の際に江藤作業の方、
0:52:39	防護服等、こういったもの、切られているかなど、ちょっとわからずわからなかった部分があるんですけども作業の方の服装等を教えていただいてもよろしいでしょうか。
0:52:57	すいません、中尾荒井の仕事今回の10日なんですけどもセルの作業を行う際にはタイベックスーツ20と、あと、
0:53:11	なセルの中に入るときには作業はタイベックスーツ20あとゴム手袋20、盗掘カバー20ぐらいと装備をせえと全面マスク、
0:53:22	装備して、中で作業を行います。
0:53:25	またグローブボックスでの作業を行う際には、カバーオール着用して、
0:53:31	手袋20と半面マスクを着用して作業を行います。
0:53:40	ええと専務、遠隔操作の際には通セルの当然目玉にプレイタによる作業となりますので、白衣の操業は杭の状態となります。
0:53:56	院長のミズノsありがとうございます。
0:54:36	規制庁の恩田です。すいませんちょっと端的に言うとその夏にですって維持管理設備にしてるから、汚れもひよっとしたら少ないのかなっていう。
0:54:50	気がしておりますその5555。
0:54:56	こら辺防護の観点の茶な防護服とか、そういったものっていうのはこの谷津三戸装置を解体するときには、
0:55:05	今おっしゃったみたいにセル内ではタイベックスゴム襪古靴カバー20とか、
0:55:11	というコースで作業に取りかかるってことでいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:17	僕あんまり今日の、まだ想定がされてないのかもしれませんが、すいません。
0:55:22	東北、
0:55:23	すいません峠 10 本ぐらいのシズカワですね作業を行う際の装備がないとそのように想定しております。
0:55:30	わかりました。そうでしょ。
0:55:36	ありがとうございました。
0:59:14	規制庁の水野です。14 ページ 15 ページのところで一緒に質問させていただきたいんですけども
0:59:22	今日、
0:59:23	火災対策として粉末消火剤のみで消火器等はなく、廃棄施設を介して放出されると空気自体はあるんですけども、
0:59:34	排気設備としては、プレフィルターと高性能フィルターのみでよろしかったでしょうか。
0:59:46	とげ出港荒シズカワです。排気設備につきましてプレフィルターと高性能フィルターで衛藤。
0:59:53	はい。
0:59:54	その二つとなります。
1:00:04	伊勢規制庁のミズノでし消化器はなかったということによろしいですか。
1:00:17	で受火災対策で、消火器ですけども結局せるとグローブボックス、どちらも粉末消火剤を備えておまして、セルにつきましてはハロゲン貨物の消火設備を備えております。
1:00:36	はい、ありがとうございます。
1:01:11	本来ですとちょっとすいません、元に戻る感じなんだけど、
1:01:16	さっきのあの汚染されたもののその保管っていうのはその保安規定上で、何かこうちょっと上がればいいんだけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:26	本規程上で何かこう、
1:01:28	国出しされて、何か規定されているもんですか。
1:01:36	なんか聞かなきゃいけなかったことをいたしました。
1:02:00	機構は奥津です。江藤弁理士につきましては、現状の法定の中で、
1:02:09	おっしゃる通り、
1:02:12	全部、
1:02:16	全部そのままですよ。少々お待ちください。すみません。
1:02:46	青井百瀬。
1:02:47	すみません。はい。なるほど。私は持ってって、
1:02:59	あと、給気口への、とされたものの取り扱いにつきましては、広域ではなくてですね、我々の壁の中で、
1:03:12	これ貧乏S Tがですね確認物質の取扱計画っていうのを定めることが南地区 71 条に規定があるんですが、これが遵守する形で、
1:03:24	同じように、店別についても、する印象としているものはですね、今回制定であったり、実際の汚染物については、そのような形でこちらに則って準拠して、
1:03:38	我々の数の中でやっております。でも、勤務中の一時的な保管ということにつきましても、当規程の中で、汚染物保管場所というのが指定できるようにになっておりまして、
1:03:53	ここでエクセルとか、グローブボックス外でしたねきっとエリアにつきましては、設定ができるようになっております。
1:04:01	店舗の以前
1:04:05	相当汚染物業務の方へ汚染物を取り扱う際に、我々の調査の中に、今の警報浅部戸塚マツイ北井を追加したのは当初 T A F からその資料持ってきて、分析をするってことに対してですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:21	許可の中で全く明確化されてなかったと昔から汚染物は取り扱えるという状況ではあったんですけども、1 から持ってくるということに対して、植田深尾すべきと。
1:04:32	いう話がありまして、ある目的の中に現在入ってますけども、入れる形でやっております。で、このときに、先ほどもお話しましたが貯蔵自体については言及はされてなくてですね。
1:04:46	試験としては使うのであれば育て計画等を定めてやりなさいということもありまして、本規程ではないんですけども数の中で、我々、虐待計画を隔年動物とどういう意味でも作って、扱っていると。
1:05:02	お昼自体はですね我々基準の中とかすべて右旋物の状態になっていますので、その中で、ここで試験対象としている、
1:05:13	先生であったり、以前、分析対象としてるものについては、特出しする形で、そういった管理をし、していると。で、機械になってしまえば、現状セル内とかグローブボックス、
1:05:27	IRSとか他のを見て何か変わらない状態になってしまいますので、そこに至るまでの過程は試験資料として、教育計画に準拠して、やっていくと。
1:05:38	いう形で現状やったのを管理をして作業をしているというところです。
1:05:44	はい、規制庁の問題でありありがとうございました。
1:05:47	最初の方でおっしゃったやつも、どうぞ。
1:05:51	ごめんなさい。感覚は大村川村です。大江県にちょっと1個だけ確認したいんですけども、稲見の保安規定の、
1:06:01	第76条に汚染された物品保管っていう条文があるんですけども、これではない、これとはまた別っていうそういうことでよろしいですか。
1:06:17	あ、規制庁の方で私が今ちょっと手元にあるんで、ここ0なんですかってことを今ちょっと偶然にも聞こうとしてました。
1:06:29	予定のものとし、学校は大口です。先ほどお話された物品が46条のものになりますが、こちらについてはセルリとかですねグローブボックスメールではなくて、ここからここに出したものに変わってる。
1:06:46	されたものの保管が責任でできる場所となっております、セル内とかブロック材ずっと扱ってる最中がですね、当間先ほどもう最初にお話したように金属製容器に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:59	整理して入れとくというのと安全対策という観点も含めてですね、金属製容器に収納して保管すると、そういう形をとっております。
1:07:12	はい。規制庁の本多さんありがとうございました。
1:07:19	規制庁のミズノです。
1:07:21	今回貯蔵ピット保管ピット等に名称変更されてそちらで管理されていくか等管理されるというお話あったと思うんですけども、保管ピット。
1:07:33	今日の保守管理等、今ちょうど保安規定の話があったと思うんですけども、保守管理はどのようにされますでしょうか。
1:08:02	原子力機構大洗研の阿久津です。当間ピットの管理につきましては現状保安規定の中の施設管理の中です、有意な変形がないっていうの外観的な点検ですね。
1:08:17	等の臨界管理上も、ピットの感覚とかありますので、そういったところに何か変更が生じてないっていう部分を管理しているということで、
1:08:27	点検をしているという形になります。
1:08:32	規制庁の水間ですありがとうございます。では今後も運航されたとしても、同じように外観点検ですとか、
1:08:41	臨界管理上の点検等をされるということでよろしいでしょうか。
1:08:49	8ページの施工が崩れた、今後も継続する形となります。はい、ありがとうございます。
1:09:53	清野ミズノです。ちょっと1点お願いになるんですけども、維持管理設備の解体について今回面談でお話いただいたこと作業の手順等あるかと思うんですけどもこちら
1:10:06	ちょっと確認会議前であるんですけども
1:10:09	審査の、直していく中で必要になってくる項目という箇所でございます、今回その窒素ガスとか引っ張り試験機などは、参考資料として申請書につけていただいた内容だったかと思うん
1:10:25	ですけれども、今回のこの維持管理設備についても、こういった参考資料として付けていただくことを検討いただけますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:37	大月小浦伊奈です。1ヶ月分につきましても、補正の際に合わせて、最高指導としてつけさせていただきたいと思います。ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。
1:10:57	うん。
1:10:59	最後に機構側から何かございますでしょうか。
1:11:29	原子力アクツです。ラグの方からは特段質問等ありません。
1:11:34	規制庁の水野です。ありがとうございます。
1:11:37	企画本部、中村です。皆さんちょっと1個だけ確認をさせていただきたいんですけども、今回保管、汚染水の保管についてちょっと追加追記させていただこうと
1:11:52	しておりますと、それについて基本的に取り扱うものについてこういった形で大岡阿部さんとアップするのかっていうのは非常に重要な点だと思いますので、
1:12:04	別途坂田編からも追記Eはベターだろうという判断にはなったんですけども、一方でですね許可基準表との関係はちょっと確認をしておきたいなあという思いもございまして、
1:12:17	例えばこの件なんですけども、一応そのおっ線されたものについてどこどこに保管しましょうといったところ明確に要は後続その検査とかに入って、検査が水になったときに、
1:12:31	こういった観点で見るとかっていうところには繋がってくるんですけども、MAKEからその課金様との対応ないものというふうな認識でして今検査の場合は、その要はその許可の通りなんてことみたいな点で確認しなきゃいけないっていう許可基準該当しなくとも、
1:12:48	許可通りになっていることという観点で見なきゃいけないと思っててそういう観点で、ハード的な対応があれば、見るのかなというふうな認識はしてるんですけどもこの辺についてちょっと規制庁さんの見解を、
1:13:01	伺えれば助かるなと思います。
1:13:22	そのホンダですけども、国会の、その汚染された物をどこで損するのか補完するのかっていうのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:32	正直言うとこれまであんまりこう申請書上ではっきり、
1:13:37	明確になされてないと思いますむしろ各燃料物質がどこに、それはつまり、基準上、審査基準じゃね
1:13:48	適合性の基準のところ、
1:13:52	持って流れてる、はっきりね求められてないので、
1:13:58	だとは思うんですけども、
1:14:01	今回大原稲見さんの方で
1:14:05	汚染されたものはここで保管します。
1:14:09	ということをはっきり
1:14:13	はっきり書いてくださるっていうことを、ご検討中っていうふうに、
1:14:18	ただいたんだけれどもそれについて、
1:14:23	は、
1:14:24	その安全性の観点からするとね、セルとかグローブボックスっていうのはかなりもう安全確保されてるし、
1:14:33	あとCもちろん遮へい火災、
1:14:36	とか、閉じ込めっていうのをね、一番、一番こう強いところっていうかね。
1:14:41	一番十分なところに保管されていることになると思うんで、それはそれで最も適合してる形での保管状態であるってことは、
1:14:53	認識はしてるんで、
1:14:57	ちょっとその辺うちの初診審査のな、新車掌の中でどう表現するかとかってのはちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:04	いろいろわかるところあるんですけどこちらの段階ではそのような認識 にあります。
1:15:11	減少期報ナカムラですありがとうございました。はい。
1:15:17	瀬下さんのお考え理解いたしましてありがとうございます。私からは以 上です。
1:15:25	もうワットて何か、大丈夫ですかね本日、平良布田V F 接続いただい てますけども、何か。
1:15:37	ご確認事項等あればご発言をお願いしたいところですけど、いかがでし ょうか。
1:15:42	だから給付特にありません。
1:15:49	はい。特にありません。
1:15:52	はい。結構考え、減少傾向ナカムラです。機構としては以上となりま す。
1:16:00	ありがとうございます。藤。
1:16:02	それでは本日の面談終了させていただければと思います。ありがとうご ざいました。
1:16:08	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。